

準公営企業室関係資料

<病院事業>

- 自治体(公立)病院の現状 1
- 公立病院改革 9

<下水道事業>

- 下水道事業における経営留意事項について13
- 地盤沈下に伴う雨水排水対策事業14

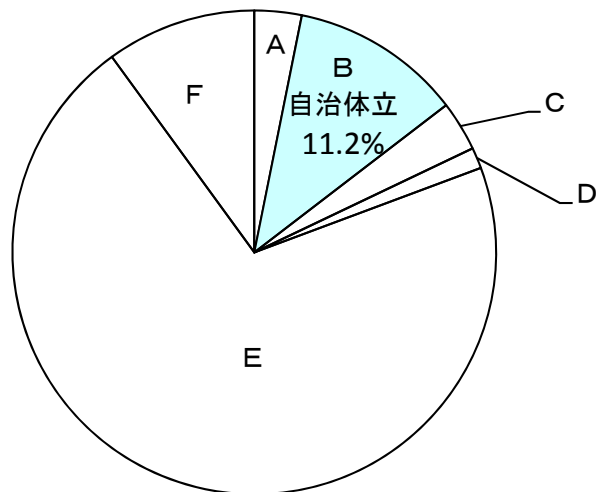
<その他の事業>

- 財政負担リスク限定の取組について15

自治体(公立)病院の現状

①全国の病院に占める自治体(公立)病院の割合

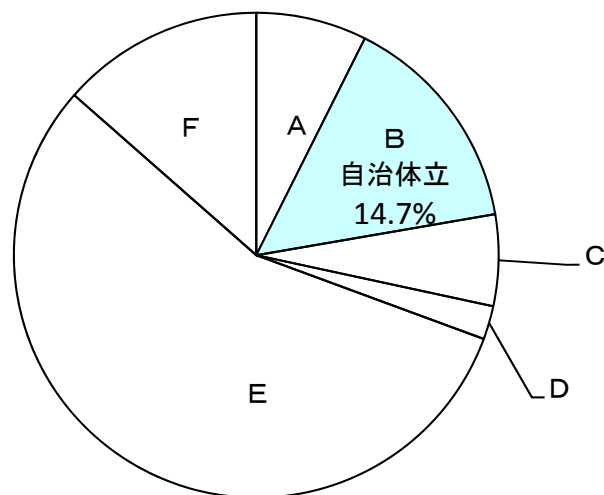
病院数



(単位：病院)

A-国立	274	(3.2%)
B-自治体立	967	(11.2%)
C-公的(※)	289	(3.4%)
D-社会保険関係	120	(1.4%)
E-医療法人・個人	6,090	(70.7%)
F-その他(公益法人等)	872	(10.1%)
合計	8,612	(100.0%)

病床数



(単位：床)

A-国立	116,209	(7.3%)
B-自治体立	233,218	(14.7%)
C-公的(※)	96,068	(6.1%)
D-社会保険関係	35,217	(2.2%)
E-医療法人・個人	888,039	(56.1%)
F-その他(公益法人等)	215,667	(13.6%)
合計	1,584,418	(100.0%)

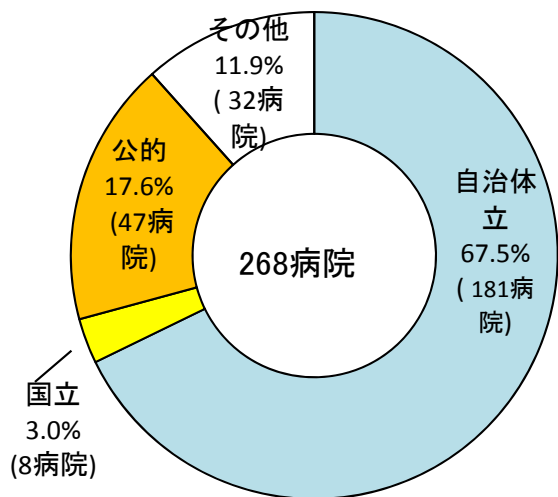
※公的：日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連

厚生労働省 医療施設動態調査
(平成23年12月末現在)

②自治体(公立)病院の役割

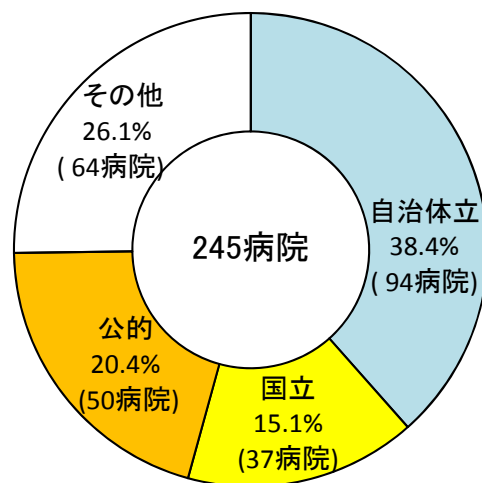
自治体病院の占める割合

へき地医療拠点病院



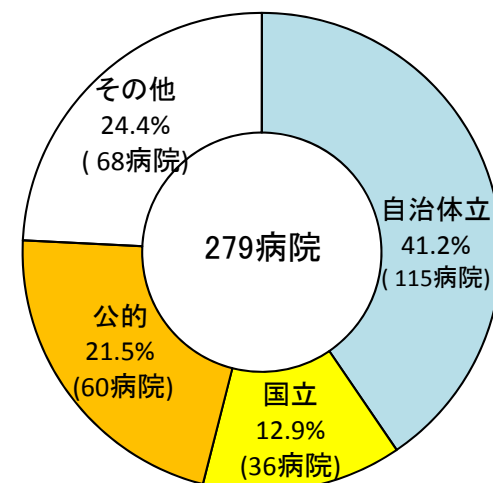
(平成22年4月1日現在)

救命救急センター



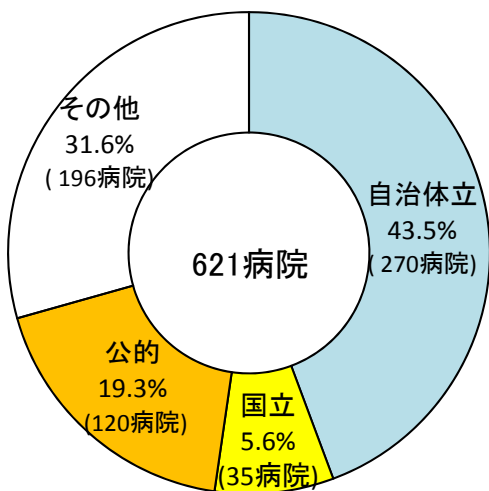
(平成23年12月1日現在)

地域周産期母子医療センター



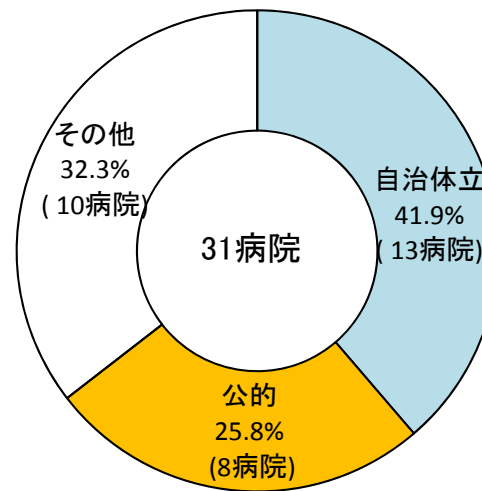
(平成23年4月1日現在)

災害拠点病院



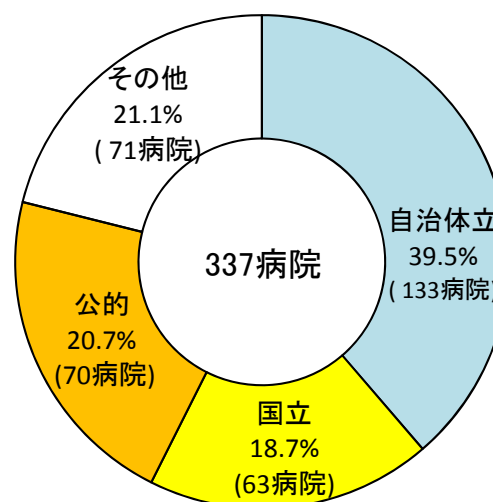
(平成23年7月1日現在)

小児救急医療拠点病院



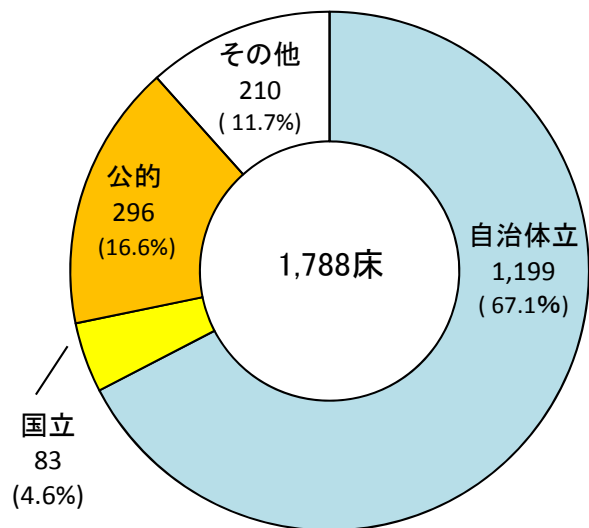
(平成22年3月31日現在)

地域がん診療連携拠点病院

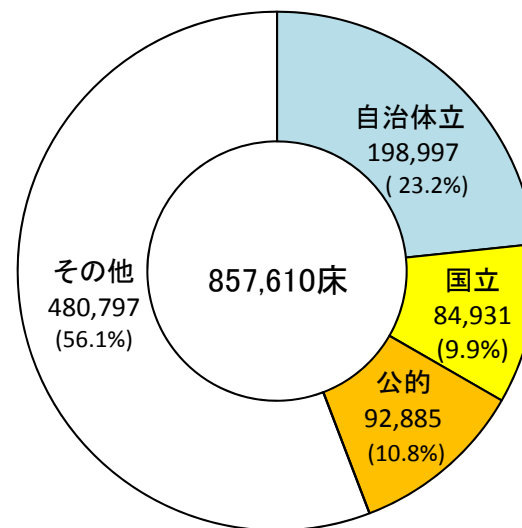


(平成23年4月1日現在)

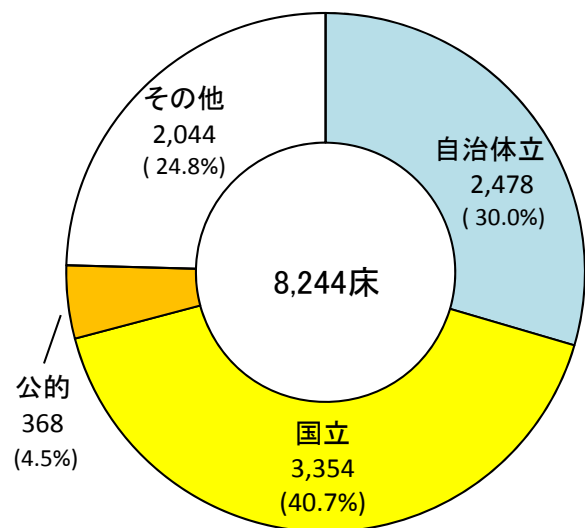
感染症病床数



救急告示病院の病床数



結核病床数



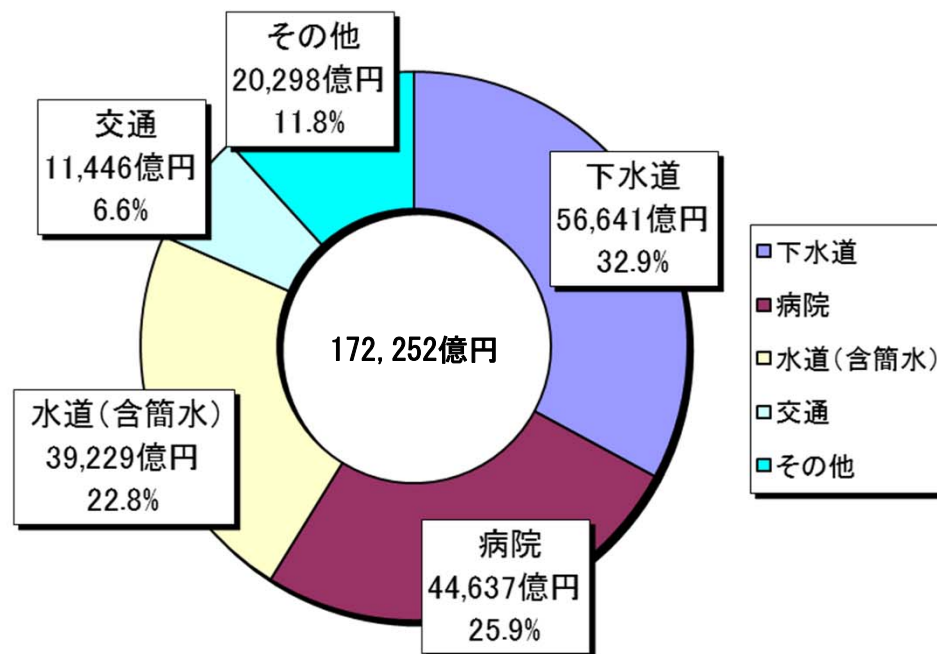
厚生労働省 医療施設調査
(平成22年10月1日現在)

③病院数

都道府県立	162病院(37都道府県)
指定都市立	37病院(15指定都市)
市立	379病院(316市)
町村立	181病院(176町村)
一部事務組合立	104病院(77組合)
計	863病院(621団体)

④決算規模

※ 平成23年度決算による



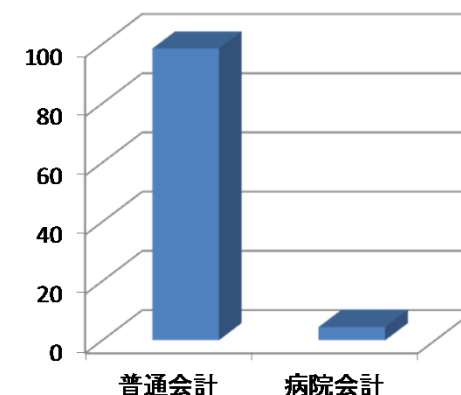
○ 決算規模※は普通会計の約4.6%相当

平成23年度決算規模の比較

4.5兆円 / 98.5兆円 (通常収支分)

○ 病院事業債残高は全地方債の約1.9%相当

3.7兆円 / 194.3兆円

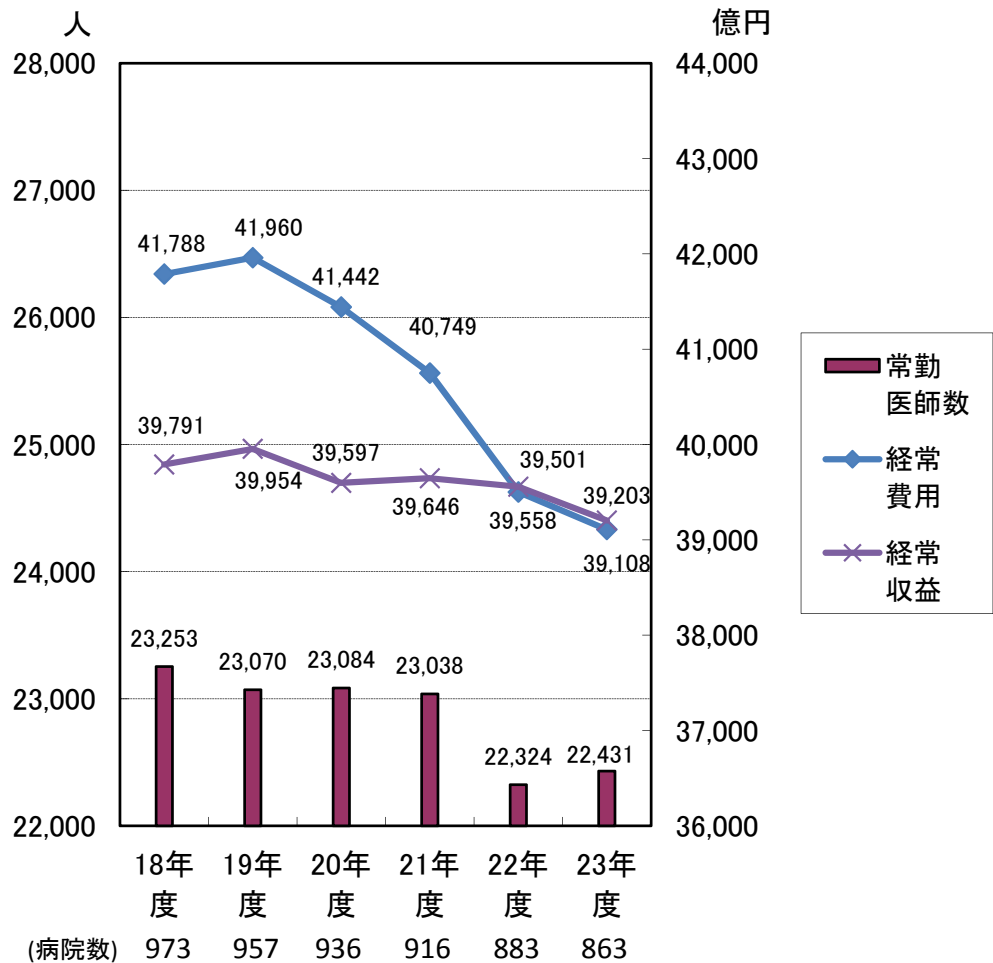


※決算規模

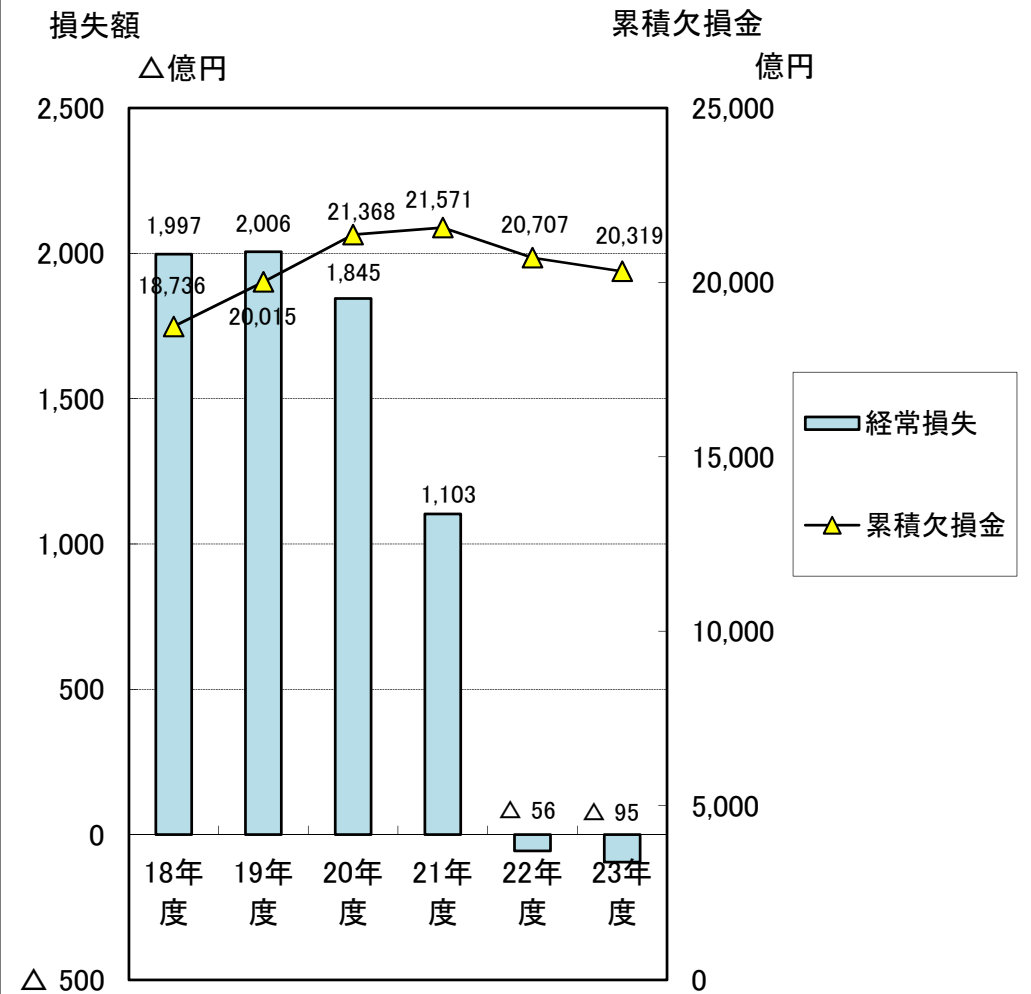
＝総費用(税込み)－減価償却費
＋資本的支出

⑤決算状況の推移

1. 収益費用状況と病院数の推移

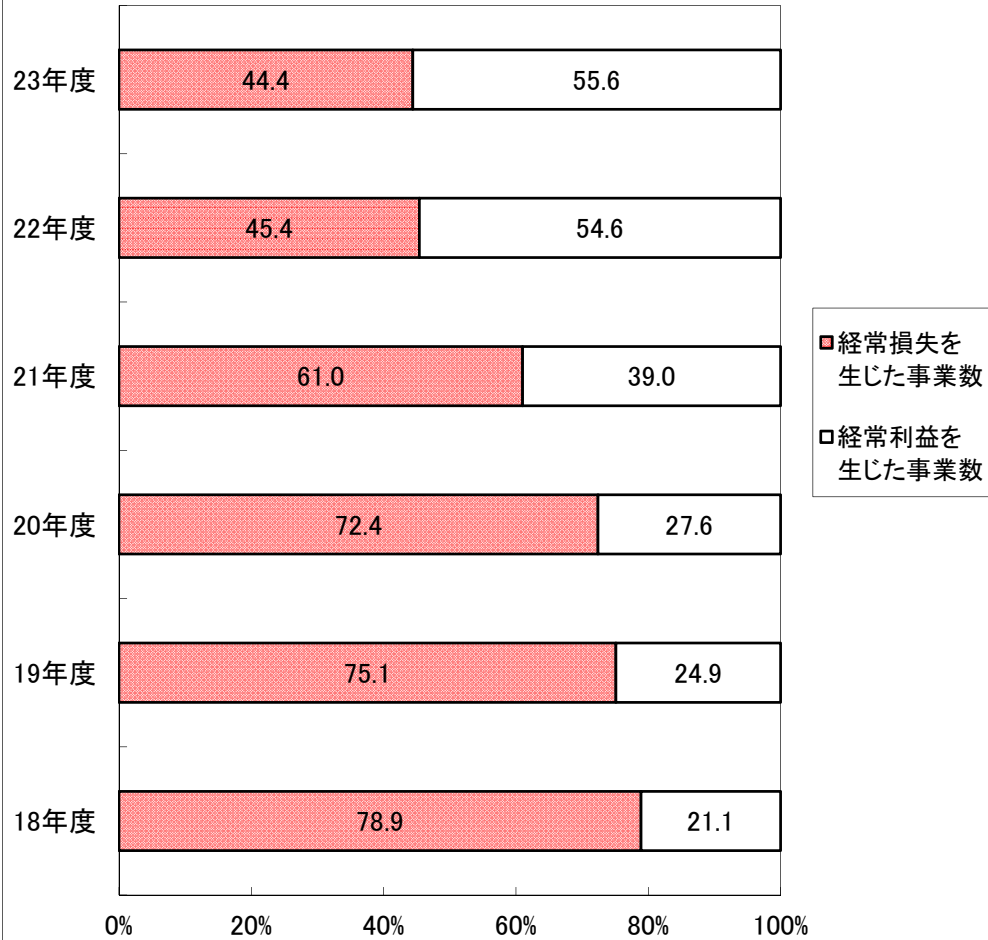


2. 損益と累積欠損金の年度別推移

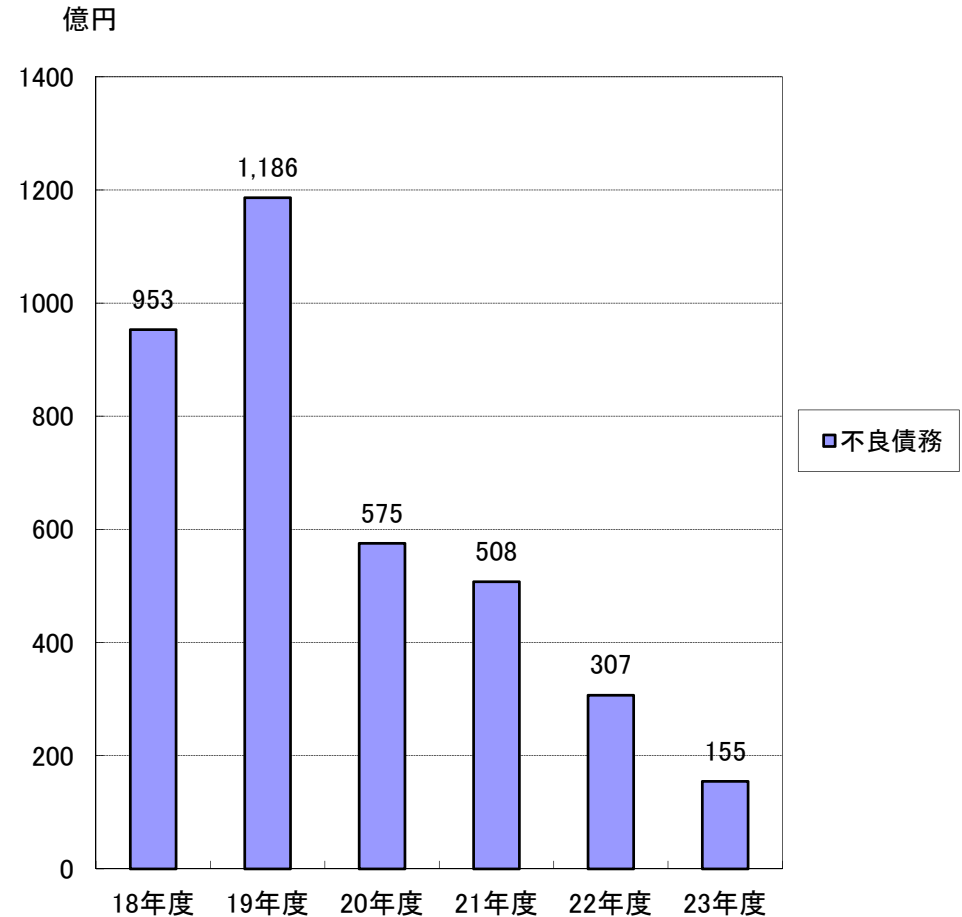


⑤決算状況の推移(続き)

3. 全事業数に占める経常損失・経常利益を生じた事業数の割合



4. 不良債務の年度別推移

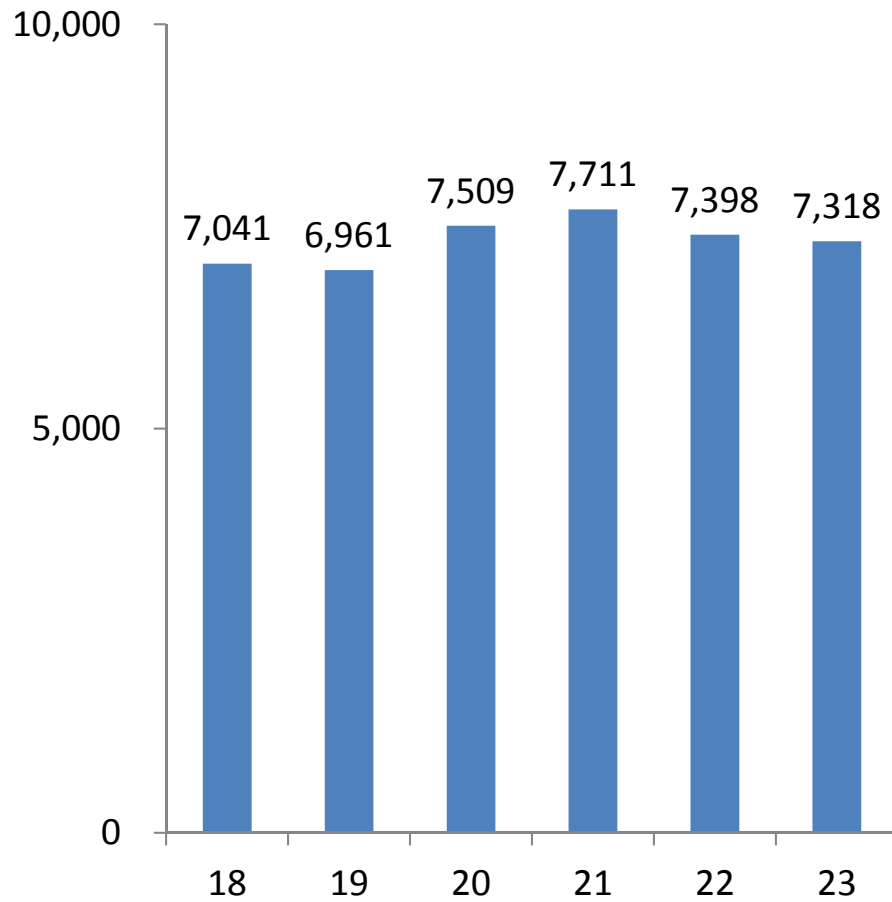


※不良債務＝流動負債－(流動資産－翌年度へ繰越される支出の財源充当額)
 ※平成20年度において一定の不良債務を対象とする公立病院特例債が全国で573億円発行されている。

⑥他会計繰入金等の状況

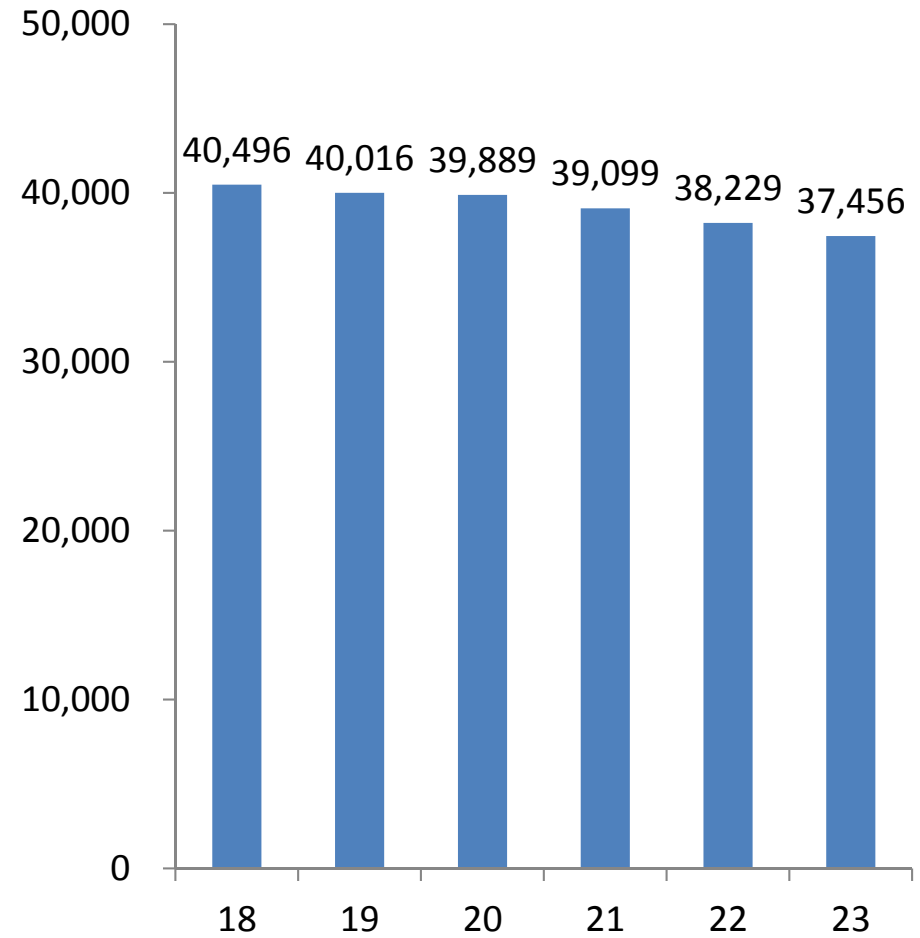
(単位:億円)

他会計繰入金



(単位:億円)

企業債現在高



⑦公立病院損益収支の状況

(単位:億円、%)

項目	年度		21	22	23		(B)-(A)	
	19	20			(A)	(B)	特定被災地方公共団体所在病院を除く	(A)
総 収 益	40,272	39,901	39,987	39,789	39,515	34,211	△ 0.7	
(うち他会計繰入金)	5,290	5,668	5,664	5,417	5,376	4,504	△ 0.8	
経 常 収 益	39,954	39,597	39,646	39,558	39,203	33,945	△ 0.9	
うち医業収益	35,008	34,464	34,463	34,510	34,229	29,783	△ 0.8	
総 費 用	42,219	41,717	41,056	39,780	39,526	34,185	△ 0.6	
経 常 費 用	41,960	41,442	40,749	39,501	39,108	33,853	△ 1.0	
うち医業費用	39,517	39,119	38,507	37,355	37,067	32,095	△ 0.8	
純 損 益 A	△1,947	△1,817	△1,070	9	△11	26	△ 222.2	
純 利 益	(176) 225	(194) 259	(266) 364	(362) 687	(367) 733	(332) 665	6.7	
純 損 失	(491) 2,171	(470) 2,076	(391) 1,433	(288) 677	(282) 744	(252) 639	9.9	
経 常 損 益	△2,006	△1,845	△1,103	56	95	92	69.6	
経 常 利 益	(166) 106	(183) 139	(256) 255	(355) 705	(361) 717	(326) 646	1.7	
経 常 損 失	(501) 2,112	(481) 1,984	(401) 1,358	(295) 648	(288) 622	(258) 554	△ 4.0	
累 積 欠 損 金	(558) 20,015	(562) 21,368	(546) 21,571	(524) 20,707	(509) 20,319	(456) 17,681	△ 1.9	
不 良 債 務	(114) 1,186	(96) 575	(84) 508	(63) 307	(37) 155	(33) 145	△ 49.5	
減 価 償 却 額 B	2,786	2,774	2,676	2,565	2,513	2,207	△ 2.0	
償 却 前 収 支 A+B	839	957	1,606	2,574	2,502	2,233	△ 2.8	
総 事 業 数	667	665	659	654	652	587	△ 0.3	
うち建設中	-	1	2	4	3	3	-	
総 病 院 数	957	936	916	883	863	738	△ 2.3	
うち建設中	4	4	6	8	10	8	-	
総事業数・ 病院数(建設中を除く) に対する割合	純 損 失 を 生 じ た 事 業 数	73.6	70.8	59.5	44.3	43.5	43.2	-
	経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数	75.1	72.4	61.0	45.4	44.4	44.2	-
	純 損 失 を 生 じ た 病 院 数	70.7	69.7	58.6	46.4	46.7	45.6	-
	経 常 損 失 を 生 じ た 病 院 数	72.2	70.9	59.9	47.7	48.1	47.1	-
総 収 支 比 率	95.4	95.6	97.4	100.0	99.9	100.1	-	
経 常 収 支 比 率	95.2	95.5	97.3	100.1	100.2	100.3	-	
総収益に占める他会計繰入金の割合	13.1	14.2	14.2	13.6	13.6	13.2	-	

(注1) ()内は事業数である。

(注2) 特定被災公共団体とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」第一条に定められている団体である。

(注3) 特定被災公共団体所在病院は、125病院(うち建設中2病院)である。

(注4) 他会計繰入金のうち、基準外が719億円(平成23年度)

公立病院改革

概要

H19.12.24 「公立病院改革ガイドライン」(総務省自治財政局長通知) 発出

- 地域において必要な医療提供体制を確保するため、平成20年度内に公立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）を策定し、公立病院改革に積極的に取り組むよう要請。
- 改革プランは、①経営の効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しの3つの視点に立って策定。

①については、

- ・ 経営指標に係る数値目標を設定
 - 1) 財務の改善関係(経常収支比率、職員給与費比率、病床利用率など)
 - 2) 公立病院として提供すべき医療機能の確保関係 など
- ・ 一般会計からの所定の繰出後、「経常黒字」が達成される水準を目途
(地域に民間病院が立地している場合、「民間病院並の効率性」達成を目途)
- ・ 病床利用率が過去3年連続して70%未満の病院は病床数等を抜本的見直し

※ 経常収支比率 = (医業収益 + 医業外収益) ÷ (医業費用 + 医業外費用) × 100

医業費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益の割合を表し、通常の病院活動における収益状況を示す指標。

職員給与費比率 = 職員給与費 ÷ 医業収益 × 100

医業収益に対する職員給与費の割合を示す指標。

病床利用率 = 年延入院患者数 ÷ 年延病床数 × 100

病床の利用状況を示す指標。

- 対象期間は、原則平成21年度からの5年間。(経営効率化の部分については3年間。)
- 地方公共団体は、改革プランの実施状況を概ね年1回以上点検・評価・公表。
- 総務省は、改革プランの策定・実施状況を概ね年1回以上調査し、公表。

公立病院の改革 改革のイメージ図

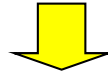
三つの視点に立って、公立病院改革を推進

経営効率化

- 給与・定員管理の適正化
- 経費の節減合理化
- 病床利用率向上等による収入確保 など

再編・ネットワーク化

- 基幹病院とサテライト病院・診療所間の機能分担を徹底



地域における医療提供体制の維持・医師確保の環境整備

経営形態の見直し

- 民間的経営手法を導入
 - ・ 指定管理者制度
 - ・ 地方独立行政法人化
 - ・ 民間への事業譲渡 など

各自治体において、国の示すガイドライン等を踏まえつつ、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定し、地域医療を確保

都道府県の積極的な参画

- 関係省庁が連携して、総合的に支援
- 総務省において、地方財政措置の充実を図るとともに、改革の実施状況を調査・公表

経営アドバイザー等の助言

公立病院改革に関する財政措置の概要

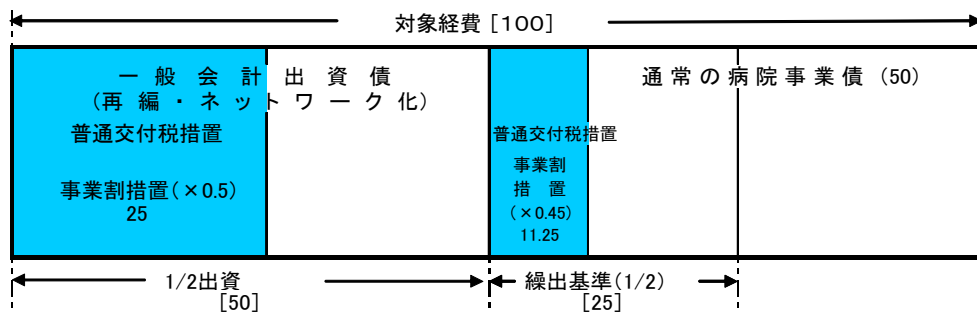
I 公立病院改革に対する支援措置

(1) 改革プランの策定に要する経費

公立病院改革プランの策定、実施状況の点検・評価等に要する経費を地方交付税により措置。

(2) 再編・ネットワーク化に伴う新たな医療機能の整備に要する経費

公立病院等(公的病院を含む。)の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備に際し、通常の医療機能整備に比して割高となる経費について、病院事業債(一般会計出資債)を措置し、元利償還金の一部を普通交付税措置。



(3) 再編・ネットワーク化や経営形態の見直し等に伴う清算等に要する経費

① 公立病院特例債の創設

平成20年度に限り、平成15年度以降の医師不足の深刻化等により発生した不良債務等を長期債務に振り替える「公立病院特例債」を発行できるとし、不良債務の計画的な解消を支援。

併せて、同特例債に係る利払額に対して特別交付税措置。

② その他

再編・ネットワーク化等に伴う経営基盤強化のための出資、病院等の施設の除却、退職手当の支給等に対する経費について、所要の地方財政措置。

II 公立病院に関する既存の地方財政措置の見直し

(1) 公的医療機関に関する地方財政措置の充実

① 病院から診療所に移行した後の財政措置の継続

公立病院が診療所に移行し、引き続き救急告示を受ける場合及び過疎地等の「不採算地区病院」の地域要件を満たす場合、病院に準じ、これらに係る特別交付税措置を適用。

② 公的病院に対する財政措置の創設

過疎地等の「不採算地区」に立地する公的病院(日本赤十字社、済生会、厚生連等が設置する病院)の運営費に対する市町村からの助成に対し、公立病院に準じて特別交付税措置。

(2) 公立病院に関する地方財政措置の重点化

公立病院に係る施設整備費、過疎地等における病院、診療所に係る地方交付税措置の充実。

改革プラン実施状況等の調査結果（H24.3末現在）

○ 627団体、886病院において改革プランを策定。

視 点	項 目	H24.3末現在（886病院）	
			左のうち、東日本大震災に係る特定被災地方公共団体を除く（756病院）
経常収支黒字化に係る計画	H23に経常収支が黒字の病院	470病院（53.0%）	410病院（54.2%）
再編・ネットワーク化に係る計画	H21からH23までに再編・ネットワーク化計画を策定した病院	181病院（20.4%）	150病院（19.8%）
経営形態の見直しに係る計画	H21からH23までに経営形態の見直しを実施した病院	143病院（16.1%）	133病院（17.6%）

○ 平成23年度における当該病院の目標値に対するプランの達成状況

H23における三指標（※経常収支比率、職員給与費比率、病床利用率）の目標達成	H24.3末現在（886病院）	
		左のうち、東日本大震災に係る特定被災地方公共団体を除く
いずれの指標についても目標達成	78病院（8.8%）	67病院（8.9%）
いずれかの指標について目標未達成	543病院（61.3%）	462病院（61.1%）
いずれの指標についても目標未達成	265病院（29.9%）	227病院（30.0%）

9割超

公営企業の経営に当たっての留意事項について(抄)

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

経営計画等の策定に当たっては、事業の種類に応じ、次の事項に留意されたい。

平成21年7月8日総財公第103号、総財企第75号、
総財経第96号
総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営
企画室長・地域企業経営企画室長

四 下水道事業

1 経営について

- (1) 下水道事業は一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたるなど、地方公共団体の財政運営に与える影響が多大であることを十分認識し、人口動態や普及率、水洗化率の伸率など現実的な見通しに基づく収支計画を踏まえて適切な事業の実施に努めること。
- (2) 下水道事業を実施するに当たっては、各地方公共団体は、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択し、計画的・効果的に整備を行うこと。
- (3) 投下資本の早期回収を図るため、資本費、維持管理費等を考慮した長期の財政見通し等を策定することにより、長期的視点に立った効率的な経営に努めること。その際、併せて将来の使用料水準、一般会計に与える影響等についても十分配慮すること。
- (4) 効率的な業務の遂行を図るため、維持管理業務については可能な限り民間等への委託を推進すること。
- (5) 分流式下水道等による経費の繰出基準を踏まえ、汚水処理経費についても、使用料で賄うべき経費と一般会計で負担すべき経費とを明確に区分するとともに、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている地方公共団体にあつては、早急に使用料の適正化に取り組むこと。
- (6) 水洗化率及び有収率が低い事業については、有収水量の増加による使用料収入の確保及び施設の利用効率改善のため、接続促進や不明水削減等により早期改善を図ること。
- (7) 経理内容を明確化するため、地方公営企業法の財務規定等を適用することが適当であること。特に、新規に事業着手する団体にあつても、事業開始時からその適用の準備に努めること。
- (8) 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20m³を前提として行われていることに留意すること。
- (9) 資本費平準化債の活用により、減価償却費を基本とした資本費の算定による適正な汚水処理費及び使用料の設定に努めること。

復興交付金事業に係る下水道事業(地盤沈下に伴う雨水排水対策事業)における追加支援措置

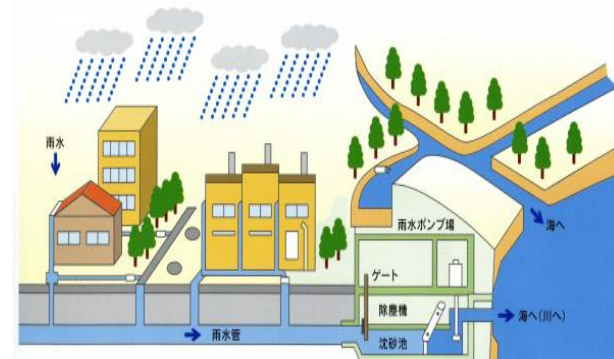
背景

- 東日本大震災により、大規模な地盤沈下が発生。降雨時や満潮時には道路等が冠水。
- 今後、台風等による降雨量が多い時期には、さらに大規模な浸水被害が想定されることから、雨水排水施設を整備することが必要。

○ 被災状況



○ 雨水排水施設整備のイメージ図



追加支援措置の内容

地盤沈下に伴う雨水排水対策事業に係る地方負担額については、その全額を震災復興特別交付税により措置（平成24年度事業分から措置）。

【現 行】

東日本大震災
復興交付金(国費)
75%

一般会計繰出し (震災復興特別交付税) 15%	公営 企業債 10%
-------------------------------	------------------

6割 4割

拡
充

【拡 充】

東日本大震災
復興交付金(国費)
75%

一般会計繰出し
(震災復興特別交付税)
25%

10割

※ 公費負担割合が6割の団体の例

観光施設事業及び宅地造成事業等における財政負担リスク限定の取組について

<取組の背景・趣旨>

- ・ 公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業。
- ・ 事業の採算性が著しく悪化した場合、累積した赤字を公費(税金)で処理することになり、住民生活に必要不可欠な公共サービスの縮小や住民負担の増大につながる恐れがあるため、財政負担リスクの限定を図る取組が必要。

<取組内容> (平成23年12月28日付け総務副大臣通知((1)~(5))及び平成24年度地方債同意等基準運用要綱((6))の概要)

①基本的な考え方

- (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
- (2) 事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
- (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
- (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- (5) 既存の観光施設事業及び宅地造成事業並びにこれら以外の事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、適切に対処する必要があること。
- (6) 公営企業の財源に充てるための地方債については、当該事業により生じる収入及び合理的な範囲内における他会計繰入金等によって、確実に回収されることが見込まれると認められるものであること。

②平成24年度からの地方債の取扱い

原則として、新規事業(新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なる場合を含む。)については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未満(※)である事業を同意等の対象とする。

(※)次の算式によって算定した値が25%未満であること

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

A 当該事業に係る起債予定額の総額(償還時の特定財源を除く。)

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

公的支援(出資・貸付け・補助)の場合は、記号Aに損失補償契約に係る債務を加える。

平成24年度地方債同意等基準運用要綱について(抄)

二 対象事業に関する事項

1 通常収支対応分

(二) 公営企業債

(8) 地域開発事業

ア 内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業の新規事業(新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含む。)については、別紙2に掲げるものを対象とするものであること。

イ 都市開発事業の対象は、次に掲げるものであること。

(ア) 土地区画整理事業

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業で宅地造成を目的とするもの(国庫補助対象事業に係る分を除く。)等

(イ) 市街地再開発事業

都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づいて認可を受けた住宅街区整備事業を含む。)等で建築物及び建築敷地の整備を目的とするもの

ウ 住宅用地造成事業の対象には、土地区画整理事業によらない住宅用地造成事業等であり、公営住宅用地の造成をその一部に含む場合であっても事業の実態からみて一体として施行することが合理的であると認められるものを含むものであること。

エ 地域開発事業の対象には、法令の適用関係の変更、既成の造成地等における用途変更等の実施により造成地等の積極的な処分の推進を図ることを目的とした新たな事業による既成造成地等の取得事業を含むものであること。

オ 準建設改良費のうち「資産のうちいまだ売却されていないものに係る地方債の利子」及び「建設改良費の財源に充てるために起こした地方債の元金償還金」は、当該地方債を充てた地区の現存する資産の価額から当該地区に係る既発債の今後の元利償還金等の総額(当該年度発行を予定している地方債の発行後見込まれる利子を含む。)を控除した額を対象とするものであること。

平成24年度地方債同意等基準運用要綱【別紙2】

【別紙2】

内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業並びに観光施設事業の新規事業に係る地方債

1 新たに公営企業により事業を実施する場合

地方公共団体が内陸工業用地等造成事業若しくは住宅用地造成事業又は観光施設事業を新たに公営企業により実施する場合(平成23年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業を新たに公営企業により実施する場合を除く。)については、原則として、新規事業(下記(1))については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未滿(下記(2))の規模の事業を対象とするものであること。

(1) 新規事業

新規事業には、新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なることとなる場合を含むこと。

なお、既存の企業において次に掲げる事業を実施する場合にあっても、新規事業として扱うこと。

ア 新規に事業を施工する地区が生じる場合(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業)

イ 新規に収益が発生する施設を建設する場合又は既存施設の規模のおおむね150%を超える増改築を行う場合(観光施設事業)

(2) 当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未滿

次の算式によって算定した値が25%未滿であること。

算式 $A/B + \text{当該団体の実質公債費比率}$

算式の記号

A: 当該事業に係る起債予定額の総額(償還時の特定財源を除く。)

B: 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

2 法人格を別にして事業を実施する場合

公的支援(出資・貸付け・補助)に係る地方債の発行についても、1と同様の取扱いとする。

この場合において、1(2)の算式の記号Aについては、当該事業に対する出資金債、貸付金債及び補助金債に係る起債予定額の総額(償還時の特定財源を除く。)及び損失補償契約に係る債務の合算額とする。